

日本の生徒会の「自治」と学校参加

～社会参加・協働の意識と能力を育てるカリキュラム・生徒活動の研究Ⅱ～

芝浦工業大学柏高等学校 杉浦 正和

1. 初めに

2010年度の報告では、学校における政治教育の意義とそのために政治的中立性保証が不可欠なこと、この観点から戦後の政治教育の歴史分析、生徒会が学内自治強化の機関として成長しなかったことを述べてきた。欧米と日本を比べると、学校のあり方が大きく異なるのに応じて、生徒会や生徒代表のあり方がかなり異なっている。今回は、この日本の生徒会のあり方を中心に、「生徒会」と呼ぶべきか「自治会」と呼ぶべきかの理論的問題を改めて整理し、生徒会指導のあり方に関する方向性を見いだしたい。

2. 欧州に日本的「生徒会」があるのか

まず、今のような生徒会、生徒の「自治」を一応めざすような組織があることが、どのような意味を持つかを確認しておこう。というのは、こうした組織の存在が当たり前だという意識が我々に根付いてしまったからである。言うまでもなく、この組織は戦後に誕生したのであり、重要なのはこうした生徒「自治的」組織が多く、の国にも存在すると言えないからである。戦前の日本にあった校友会が、アメリカの Student Council の影響を受けて、戦後に自治的組織として独特の学校文化の中で生まれ変わって、日本的生徒会が誕生したと考えるべきなのではないか、と考え始めた。例えば、スウェーデンについては以下のような報告がある。¹

全国生徒会(SVEA)……スウェーデンでは学校民主主義が重視されており、生徒会活動が

民主主義的素養やシティズンシップを育てるものとして重要視されている。…まず各クラスの代表者が生徒会に選出される。生徒会はさらに代表者を学校評議会に送り込む。学校評議会は学校の最高意思決定機関であり、校長、教師、親等が参加する。全国生徒会は、各学校の生徒会の全国組織であり、①生徒会の活性化、②生徒の声が学校の方針に反映されるようにサポート…といったことを目的としている。……

ここで生徒会と訳されているので、日本と似た形態の生徒会があると思ってしまう。しかし、こうした学校参加のあり方は他国と同様で、フランスでは以下のようになっている。²

フランスでは、1968年「五月危機」の運動の成果として、大学の自治と管理への学生参加が定められ、同時に中学校や高等学校においても生徒代表や親代表が管理運営に参加できるようになった。学校に管理評議会が、学校管理者10人、教職員10人、親と生徒10人、合計30人で構成されて、年3回開かれて学校の教育原則や計画、予算などを決めている。高校生はここに代表を5人送っている。代表は、各クラスから生徒代議員が2人ずつ選ばれ、その全員で生徒代議員評議会がつくられ、学校時間組織や生徒援助様式、進路や学習に関する情報について話し合われる。現在、高校生代表の関わる制度が充実して、「高校生活のための委員会」があって、10人の高校生と10人の教職員による対話・討論が管理評議会の前に開かれる。その他、懲戒

¹ NPOライツ『スウェーデンスタディツアー報告書』9p
<http://www.rights.or.jp/archives/youth/100809.pdf>

² 北川邦一「フランス 学校・教育行政への参加」『子どもの参加の権利』三省堂、1996年、208-213p。

委員会常任委員会にも代表を送り、さらに、地域の大学区の委員会にも代表を送る³。この他の組織がない。つまり、フランスには生徒会がそもそも存在しないのである。

ドイツは、州ごとに異なるが、ベルリン州では次のようになっている⁴。各クラスから2名ずつ代表を出す生徒代表委員会が、全校と学年ごとなどにあり、この会が「毎月2回まで、各2単位時間の授業時間を割いて行われ」、この他に、「生徒代表委員会の活動について報告を受けたり、個々の学級の問題を取り上げたりするために、月に1単位時間、学級で自由に使用できる時間が設けられている」日本のHRの時間がある。さらに、各校2名ずつの代表による地区生徒委員会がある。「学校長、それ以外の教員代表3名、父母代表4名、生徒代表4名」で構成される学校会議（Schulkonferenz）があつて、「宿題の性質と範囲に関する原則」「学校の実験的研究および通常とは異なる授業の組織形態に関する承認」「学校の特別な行事」「学校の秩序に関する一般的・原則的な事項」が議論される。その目的は、「学校の教育活動において教員・父母・生徒の協力を促進すること」とされる。ドイツも、生徒会が存在しないようである。

また、生徒会があると思われるスウェーデンも、親や教師を含む学校運営へ参加するための代表組織であり、名前が生徒会と言っても実態が日本とは大きく異なるようだ。全国生徒会は英訳が **Swedish Student Council** なので、日本で言うとクラス代表の集まりかと考えられる。⁵つまり、生徒が全員参加する組織でないということである。クラスを基礎に生徒代表を選出す

る形で生徒を母体にするものの、クラスを超えて何か生徒の「自治組織」があるか言うと、そうした生徒会がないということになる。これは、文化祭や運動会、合唱祭などのクラス単位で参加するような学校行事が、欧米で存在しないことが大きく関係しているだろう。例えば、フランスでは最近になってHRの時間が月一回行われるようになったのである。欧米は授業を教科教室において選択制で受けるので、日本のようにクラスが日常生活の中心になることがないのである。

なお、フランスには、生徒の学校参加を支援する学生や親の全国組織が複数ある。例えば、UNL(高校生全国同盟)やAEVL(生徒代表と高校生活協会)、FIDL(高校生民主独立同盟)などがあつて、生徒代表が参加している⁶。

3. 戦前からあつた「自治」的組織

生徒会は、戦後に誕生した自治的組織であると言えるが、日本の学校においては「自治」が明治20年代から重視されていたことに注目したい。藤田昌士によれば、戦前の自治概念は以下のものであつた。⁷

小学校において、「自治」が修身徳目として重要性を強調され「自分のことは自分でせよ」という言葉に示される内容を持っていた。具体的には、正副級長制の実践、一般生徒による教師の実務の補助、「練習会」と称する学級行事の準備への生徒の参加、級会によって「月に一度位教師と子弟との相談会を開く」などがあつた。やがて、「個人自治」と「級長ノ指揮ニ服従」することを内容とする「団体自治」が区別され、後者が中心になっていく。大正期になると公民意識を伸ばすことをめざす公民教育論が起こる。

³ 現在の部分は、『中等教育・職業教育における新カリキュラム開発の動向に関する国際比較研究』66p。

⁴ 藤田昌士「生徒の権利と生徒参加」9-10p
<https://sites.google.com/site/fujita365office/home>

⁵ EUROPA Transparency Register Search register によつて、OBESU(後述)を調べるとその構成組織としてUNLとAEVLがあり、参加人数がそれぞれ8千人と2千人とされ、スウェーデン全国生徒会(Sveriges elevrad、SVEA)が1万人である。

⁶ 大津尚志「フランスの生徒参加制度と近年の動向」(全国民主義教育研究会第43回大会報告)による。

⁷ 藤田昌士『「自治」概念の歴史的検討—戦前の小学校と戦後の小・中・高等学校に即して—』『立教大学教育学科研究年報』第42号、1999年3月、1-16p。

その中でジャーナリスト関口泰から「級長は級各員の代表者ではなくて、教師の代理人である。…児童の要求を教師なり学校なりに伝える役目でなくて、教師の命令を児童に伝える役目である」という批判が行われる。ここで関口は、級長が生徒でなく教師の代理となる原因を「自分たちのために代表者を選ぶという考えに出ていない」ことに求めている⁸。

本質や目的において問題があったにせよ、日本の学校では生徒自身が動くという意味での「自治」的な活動が存在し、特に中等教育においてその比重が高かったことである。北岡宏章は以下のようにまとめている。⁹

戦前のわが国の学校教育では、旧制高等学校の自治に代表されるように、高等教育レベルでは、生徒・学生に一定の自治領域を認め、将来の社会の指導者としてリーダーシップを育む機会を与えていた。旧制中学校でも、高等教育機関に模して校友会などが組織され、顧問教師の指導の下に、課外活動——運動競技をはじめ、教養活動、娯楽活動、更には学校管理の一部など——の計画が委ねられ、生徒の中から選ばれた上級生の役員が自治的に運営していた。しかし、校友会の長は一般に校長であり、部長や班長も教師である場合が多かった。…校友会の運営のための収入や支出についても、生徒は発言権を持たなかった。それでも、こうした校友会活動には、管理的傾向が著しく強い戦前の中等学校にあって、生徒に自主的・自治的な活動を認めた数少ない領域として、積極的に評価されるべき点多々存在する。

戦前の校友会や自治会について、文部官僚として生徒会指導論を展開した飯田芳郎は、「学校における生徒たちの生活を教師が管理するの

生徒たちの力を借りる」面と、「生徒たちが自分たちの生活を自分たちで処理」する面の二つがあつて、校友会が管理に生徒を利用し、自治会が管理に対抗して生徒が自治を主張するものであるとして、以下のように述べた。¹⁰

一般的に言うと、かつてのわが国の学校（主として中等学校）における校友会（学友会）は、生徒が学校管理に参画する唯一の機関であつたにもかかわらず、その組織、運営ともに、生徒たちの自治的活動の面はわずかで、学校長および教師がその主導権を握っている場合が多く、…実質的には生徒たちはこの組織を通して学校の管理を助けるべく利用されていたという傾向を否定することはできない。これに反して一部の学校（主として高等専門学校以上）に行われた自治会は、生徒たちみずからの手による生徒たち自身の学校生活の管理を旨としていた。むしろそれは、学校による上からの管理に対抗する生徒自身による自治管理であり、…学校長の学校管理権への生徒による侵犯を意味することが多かった。…後者の性格の極端なものは戦後数年間に往々見られたいわゆる“自由放任”の生徒自治会の発展にその例を見いだすことができる。

ここで確認しておきたいのは、日本の学校教育において早くから「自治」的活動が導入されていて、それが戦後の児童会・生徒会へとつながったことである。そして、飯田も述べるように、戦後数年間、そしてそれ以降も“自由放任”的な生徒自治会観が根強く存在していることが、日本の学校文化の大きな特徴なのである。

この背景について推測を述べると、日本的集団主義の文化があげられるだろう。欧米の学校と大きく異なる点が、学校生活の中心が同じ学

⁸ 北岡宏章「特別活動と民主的リーダーシップの育成について」『四天王寺大学紀要』第46号 2008年、172p。

⁹ 北岡前掲書、171p。林部一二『特別教育活動の理論と運営法』黎明書房、1950年、192-7pによる。

¹⁰ 飯田芳郎『生徒活動—その教育課程化と展開—』高陵社書店、1955年、214p。なお、戦時中に学校報国報告団へ強制的に変えさせられたケースではこれに当たらないとしている。

級で授業を受けることであり、それを基礎にして生徒が全員参加する多くの学校行事が存在し、さらに部活動が地域でなく学校内に組織されることである。欧米の学校があくまで授業を受ける場という機能的側面が強いのに対して、日本の学校は授業を通して生活を共にする「共同体」的側面が強いのである。この結果、生徒会と言われるものも、選ばれた代表が意見をまとめたり、活動を率いたりするよりも、生徒全員が関わるといふ点が強調されるのである。¹¹

4. 大戦直後の「生徒会」の成立と意義

元々自治会や校友会と呼ばれたものを、大戦直後に生徒会（児童会）と呼ぶように指示したのが文部省とGHQ軍政部であった。これが当時から大きな論争となり、未だにこの生徒会のあり方についての論争があるので、こうした理論的混乱を整理する必要がある。まず、大戦後にどのような形で「自治」的組織が誕生し、活動したかを確認しておこう。田中清一によれば、以下のような状況であった。¹²

文部省は、1945年9月26日地方長官宛「校友会新発足ニ関スル件」を次官名で通牒し、学校報国団を校友会に改組することを指示した。すでに学徒動員などから帰国した学生たちが学園民主化運動を展開しており¹³、「援農作業を校友会を組織的に動員することで行わせようとの意図」もあり、全国的に各地の中央学校における校友会の復活が進行する。その時、自治会の誕生も同時に起こった。そのきっかけにGHQ

軍政部による自治会づくりの指示があった。学校によっては、校友会と自治会が共存することもあり、地域には軍政部主導で「自治会連合」が作られた。やがて、これらの自治会は指示を受けて生徒会に改組されていく。

そして、京都における改組の具体的様相は、富岡勝によれば次のようになる¹⁴。京都の公立高校は1948年10月に成立し、同年12月15日に京都軍政部教育課の指導のもとに開催された府下公立高校全自治協議会をきっかけに、各高校の生徒自治組織が整備される。協議会には、「各校から生徒・教師約500名が参加し、軍政部側からの講演のあと、自治組織の運営に関する意見交換を行った。」教育課のアンダーソンは、以下のように述べた。

真実の自治会は熱心なる生徒により発展するものである。…自治会決議事項に関する最後の責任は、学校長に有る、学校は労働組合ではない、校長や先生は生徒の敵ではない。故に学校自治会は密接に先生と協力して運営することが大切であり、常に全校生徒を正当なお互の融和という方向に導かななくてはならぬ。

そして、軍政部の指示で翌49年4月に各校の自治組織が生徒会へ改称した。この時期は、田中清一によれば、石川県では「1948年9月から12月にかけて学校自治会に改組」され、三重県では県学校教育課が「1948年9月に…生徒自治会の結成を指導するように働きかけた」。¹⁵

1948年から49年にかけて、自治会という名称を「生徒会」に変更させたのは、「自治」が権利であると思われることを恐れたからである。そのことを、1949年の文部省『新制中学校新制高等学校 望ましい運営の指針』「第十二 特別

¹¹ 生徒会組織のあり方では、全員が参加する生徒総会がその典型である。生徒総会がどのようにして日本の生徒会組織の標準形態になったかが、大きな研究課題と言える。

¹² 田中清一「戦後初期における生徒自治活動史の研究——長野県下新制高校生徒会成立・展開過程にみる『民主主義』受容」筑波大学大学院修士学位論文、1998年、25-30p。

¹³ この部分は、田中智子「戦後復興期における東京大学・京都大学の学生自治会」お茶の水女子大学グローバルCOEプログラム「格差センシティブな人間発達科学の創成」公募研究成果論文集、2010年、65p。

¹⁴ 富岡勝「生徒会の発足」『戦後公教育の成立』世織書房、2005年、233-4p。

¹⁵ 田中清一前掲論文、29-30p。この「生徒自治会」は生徒会の意味で使われている。

課程活動」で以下のように述べる。¹⁶

1、学校は、生徒の特別課程活動を実施しているかどうか。…特別課程活動は、集団の一員となることを学び、集団と共に働き、よい社会人として必要な事柄を実践し、…上からの監督をうけるよりは自律の態度を養い、自らをためして自分にできること、できないことの区別を明確にするなどの機会を生徒に与えるものである。…特別課程活動の最も重要な目的の一つは、公民性の教育にある。…学校の管理は、校長・教師・事務職員・生徒・校舎管理係および一般の人を含む学校と地方とのすべての人の協力によってなされるべきものである。…なすことによつてなすことを学ぶのである。…よい公民となるに必要な資質は、純真な生徒たちが学校の事柄に參與することによってのみ培われるのである。

公民的資質を育てる、今で言うシティズンシップ教育には、特別課程活動として学校運営に参加することが不可欠だと述べている。しかし、決定に参加できるとは述べられていない。そして、次が問題になった部分である。

2、生徒は、学校の事柄に生徒が參與する限界を理解しているかどうか。…生徒が參與する制度は、生徒が自治を行う「権利をもつ」という権利観念に基づくものではない。それは、選挙を行い、問題を論じ、意見を交わし、寛容の徳を養い、政治の初歩の実際を学び、…自らを律するなどの機会を、生徒に与えたいという校長と教師との純粋な願望に基づくべきものである。学校が生徒に学校の事柄に參與させるのは、それが学校の主要目標を達成する唯一の方法であるからで、生徒の「自治権」は全然問題とするにあたらぬ。ただし、生徒はよい教育を受ける権利をもっており、よい教育は学校の事柄に生徒を参加させ

ることを含むものである。…生徒参加の制度は、校長から明瞭かつ限定的に委任された権限に基づく。…校長は学校教育を正しく有効に実施することについて民衆から責任を与えられているのであって、この責任を教師や生徒がとることはできない。ただ校長がそれを委任することができるだけである。…校長は、できるだけ多くの生徒が率先してその計画をたてその運営に当るような機会をつくらなければならない。

この校長の最終権限を認めた部分が、生徒自治を否定したものと批判を受けたのである。先に述べたように、生徒が団体として自分たちの生活を自分たちで処理するものとして、自治を理解すれば当然の理解だと言える。しかし、権利と義務・責任の相互関係やどんな権利も範囲が限られることを理解しようとしぬ人々には、生徒の「自治活動」の制限を認めることが権利否定と思われたのである。この部分の後には、生徒自らが生活を処理できるよう、次のような項目が述べられていた。

3、生徒に、若干の事柄についての実際の責任をもたせているか…4、すべての生徒とすべての教師とが、学校の特別課程の計画に加わっているか…5、特別課程活動は、正規の教科課程の一部として正規の時間中に行われているか…6、生徒会の規則は、生徒によってつくられたか…7、生徒会の役員を、生徒が選挙するようになっているか…8、生徒会は、下から上へ組織されているか…9、生徒会は、広範ないろいろな方面で活躍しているか…10、生徒会は、中央委員会をもっているか…13、学校は、定期的に生徒集会を実施しているか…15、学校は、学校新聞をもっているかどうか。

これらの項目は、教師が生徒を利用したにすぎない戦前の校友会的なものと完全に決別し、生徒主体の活動が保証されるように、徹底した条件指示がなされたと評価できるだろう。

¹⁶ 文部省教育局『新制中学校新制高等学校 望ましい運営の指針』1949年、88-9p。施線部は引用者。

さらに1951年の『学習指導要領 一般編(試案)』に「生徒自治会というときは学校長の権限から離れて独自の権限があるかのように誤解されるから、このことばを避けて生徒会と呼ぶほうがよいと思われる。この生徒会は、一般的にいうと学校長から、学校をよくする事からのうちで、生徒に任せ与えられた責任および権利の範囲内において、生徒のできる種々な事からを処理する機関である」と述べられ、名称も生徒会とすべきとされた。この問題に関して、「教育方法としての参加」と子供の権利条約以降の「権利として参加」を区別して、藤田昌士は以下のように評価する¹⁷。

「戦後初期の生徒参加論は学校管理の「独裁的管理」から「民主的管理」への転換を求める見地を含み持つ、あるいはそれと結びついたものであった。そこからさらに進んで『管理の手引』は生徒参加について「実際に参加する権利」(183頁)、「参加の権利」(186頁)とも述べている。…「権利」性を過大に評価することは禁物である。…生徒参加の領域の限定が校長によって行われるものであることに変わりはない。…しかしまた、生徒の「参加の権利」の認められる領域を、特別教育活動の計画と運営をはじめ、文部省文書によっては「学校の規則、時間表作成、教科課程」(『新制中学教育ノート』第1集、1949年、63頁)、あるいは「学習の計画」(『新制高等学校教科課程の解説』1949年、8頁)にもわたって例示したことの先駆性は認められなければならない。不完全ながらも、子どもの権利条約にいう子どもの意見表明権登場の前段をなす生徒の参加権の認識がそこにあったといえる。

大戦直後において、文部省が学校の民主的管理を目標として、生徒の公民教育の一環として学

校参加を位置づけたことを、藤田昌士が高く評価した。しかし、この後文部省の方針が大きく後退していくのである。

5. 米国生徒会理論の参加と自治観

米国の理論をベースに生徒会指導論を展開した飯田芳郎は、教師の意図的計画的な「教科の活動」以外の学校生活を同じ教育的価値を持つ「生徒活動」と呼び、戦後新教育の特徴を「生徒活動」の重視に求めた。生徒活動は、生徒が活動の主体となり、市民性形成と個性伸長を目的とし、自主性と多様性を本質とする多様な活動なのである。こうした生徒の自主的な生徒活動が「教科の活動」と相補って教育目標を達成すると考えられた。それは、生徒会や学級、クラブ、学校行事に分かれて相互に関連し合い、一体構造として学ばれる。その中で、生徒会は、学級を基礎単位とした全生徒の組織で、「生徒たちが学校における生活の管理にみずから参加することによって、よりよい学校生活を建設することを直接目標とする組織である。飯田は、生徒会の基本的性格を「全校的規模の活動」とし、中枢的活動として「生徒活動の年間計画の調整」をあげている¹⁸。そして、「生徒自治」に関して3章に引用した部分の後で、校友会的側面と自治会的側面の二つをあげて、二つのうちの一方のみを強調することが正当でないと述べる。自主的活動として上からの一方的管理になってはならないと同時に、次の理由から生徒のみによる自治活動であってはならず、「生徒自治」という概念は誤っていると。¹⁹

- (1) 生徒たちは、賢明な自治についての理想、希望、志向…必要と知識の多くさえもっているが、経験が足りず未成熟であるために、けっきょく判断力に欠けている。(2) 学校長は、学校、その施設、および生徒の安全に関して

¹⁷ 藤田昌士「戦後初期文部省著作物に見る生徒参加—その権利性をめぐって—」
<https://sites.google.com/site/fujita365office/home>
施線部は引用者。

¹⁸ 飯田芳郎前掲書、64-5pと160-2p,194p。

¹⁹ 飯田芳郎前掲書、214-5p。

教育委員会を通して地域社会から公的に課せられた権限をもっているが、生徒はそうした権限を課せられていない、…未成年者であるがゆえに課せられることはできない。

ここで、(2)の部分は先の文部省の文章と全く同じ趣旨であり、「学校活動の一般的統制に児童生徒が参加する活動は…校友会的性格と自治会的性格との止揚されたような新たな性格の活動として成立する」と述べる。そして、生徒の自主的自発的活動であることを表現し、このように複雑な意味を担った名称として、生徒会という名称の意義をも強調した。

そして、「形式的民主主義におちいる危険のあるのが生徒会活動の本来の限界であることを考え、正しい指導観に立つ教師の指導が必要であることを認識しておくべきであろう」と述べて、Harry C. McKownの『The Student Council』から、生徒会の運営と指導の原理について26項目を列挙し、付加して以下のように述べる。²⁰

児童生徒に対して生徒会の活動の必要を常に感じさせるように指導すべきだという点である。…必要感はずしも放任しておいて自然に起こってくるものとはかぎらない。…一般には生徒会活動に対する必要感はきわめて薄いというのが実状ではあるまいか。…教師の指導の主眼はまず第一に、その必要感の助長に向けられるべきであろう。…活動に対する正しい理解の啓発、必要感の不足の原因の分析とそれの除去、強力的な奨励方策の確立などが、解決されるべき急務であろう。

高校紛争の勃発期には、生徒会そのものの破壊が目標とされるに至るわけだから、こうした方向の指導がその後ほとんど行われなかったことが明らかであろう。

ここで付加して述べたいのは、『The Student Council』が学校参加から説き起こしていることである。第1章がThe Origin and Development

of Participation in School Controlで、「学校管理への参加の始まりと発展」である。この章で目標がシティズンシップの育成であり、自治Self-governmentが様々な形で、学校づくりを共和国や国、都市として目指されたことが紹介され、そうした発展の中で生徒会 Student Councilは1925年以降に半分以上の高校で結成された。学校管理者の抵抗のために自治をめざす試みが失敗し、より簡潔で実際的な表現として Student Councilになったと述べる。これに関して、藤田昌士は以下のように説明している。²¹

フレットウエルは、その著書『中等学校における課外活動』(1931年)の中で「学校管理への生徒参加(pupil participation in school government)」について「現在(「生徒自治」ではなく一藤田注)管理への生徒参加という言葉を用いるのは、考え方の変化を示すものであると同時に、より正確な表現への変化を示すものでもある」と述べ、「管理への生徒参加は生徒自治ではない」とも明言している。また、マッコウンも、その著書『課外活動』の初版(1927年)以来、生徒の判断力の未成熟などを理由に「実際には『生徒自治』なるものは存在しないし、また今後も存在しないだろう」(1937年改訂版では『生徒自治』という不正確な表現の使用は遺憾なことである」という一節が加わる)と述べて、「学校管理への生徒参加(student participation in school control)」を「生徒自治」と区別している。

学校参加制度に関連して欧米の動向を見ても、生徒だけの「自治」のような動きがなく、管理者と教員、親、生徒が一体となって学校管理に関わる方向である。この方向を目指す限り、生徒自治という概念は正しくない。また、子供の権利条約の意見表明権においても、子供の意見を表明させて、大人がそれを聞かねばならな

²⁰ 飯田芳郎前掲書、218-220p。

²¹ 藤田昌士「自治」概念の歴史的検討『立教大学教育学科研究年報』第42号、1999年、8p(一部英文省略)。

いことを権利として位置づけたものであり、子供が一方的に自治として決めることを意図したものではない。その意味で、生徒だけの自治を意味する「自治会」という概念は正しくないと言えるだろう。しかし、日本の生徒会理論においては、こうした結論に到達したと言えない状況が今もある。

6. 「自治権」否定論への批判と形骸化の原因

教育法学の坂本秀夫は、1949年の『新制中学校新高等学校管理の手引』を引用して、以下のように先の理論を批判する²²。

生徒により教育を受ける権利がある、といいながら自治は権利ではなく学校長に委任された範囲で有効だ、とっているのは矛盾がある…学校の認めた範囲内でのみ保障されるならばそれは権利とはいえない。少なくとも人権としての教育を受ける権利とはいえない…繰り返し、生徒自治を警戒しその範囲を限定しようとしている点が気になる。…生徒会があたかも学校を管理できるかのように考えられた傾向が一部にあったとしても、全体の流れではなかった。一部の行きすぎを理由に全体の生徒自治を囲い込もうとするのは、過剰反応ではないか。生徒は「失敗を通じて学ぶ」という『(新制高等学校教科課程の:引用者注)解説』の理想はどこへいったのだろうか。

文部省の生徒会観が後退し始める前の生徒会観に対してさえこうした批判が行われてきたので、生徒会のあり方をめぐって大きな理論的混乱が起こるのを防ぐのは難しかった。また、教育法学の喜多明人は以下のように批判した。²³

生徒自治会の成長をはばみ、参加権行使を規制していった当時の基本施策の特徴を次の3点にみることができる。

① 生徒参加を教育課程の枠内(「特別教育活

動)に押しこめ、生徒(自治)会を「指導の対象」化したこと。

② その結果、教職員と生徒との「パートナーシップ」的關係が否定され、「校長の最終決定権の留保」を掲げて生徒(自治)会を学校の支配下に置いたこと。

③ 教育課程の枠内であるがゆえに外部団体との接触や連合組織化の道が断たれていくことになったこと。

この批判は、理論的に言うと、①で生徒会顧問としての教師の生徒会指導そのものを否定し、②で校長が最終的に学校管理に責任を負う者であるという立場をも否定し、あたかも教職員と生徒が対等の立場にあるかのような幻想に立っている。③は、文部省が生徒会の過剰な政治活動を理由に、生徒会の地域的連合組織化を不当に禁止したことに対する批判ではない。代わりに、生徒会活動を特別教育活動として教育課程としたがために、こうした禁止が起きたと見なして文部省の不当性を弱めている。いずれにしろ、この立場は、学校における管理者や教師の指導性を完全に否定する生徒自治論である。

文部省は、1949年『望ましい運営の指針』で「自分たちで学校管理を掌握し、校長や教師を任命したり、その他この種のことを行う権利があると生徒の思っている学校が今まであった」と述べた²⁴。大学自治と異なり、小中高の学校は校長と教師が学校経営の権限と責任を担うのは当然であり、その意味で生徒に完全な自治権がないという、当然のことをGHQと文部省が確認したのにすぎない。これに対する喜多などの批判は、その後の文部省で現れた生徒会観の後退を見えにくくさせてしまうものである。

現実の生徒会の動きを分析することで、富岡勝は、生徒会形骸化の原因がこうした活動範囲の制限に求められるかという問いをたてて、戦後初期の京都における高校生徒会の実態を調べ

²² 坂本秀夫『生徒会の話』三一書房、94年、34p。

²³ 喜多明人「子どもの参加の権利と生徒参加史研究」『教育学研究』第62巻第3号1995年、204p。

²⁴ 文部省前掲書、89p。

て検討している。²⁵

疑問「形骸化の原因は活動範囲の制限だけでもっぱら求められるのだろうか」に関しては…生徒自治組織の活動範囲制限の問題は各学校レベルではほとんど関係してこなかったのではないかと指摘することができる…これらの学校における生徒委員会や生徒自治会の活動内容は文化活動や風紀活動などが中心であり、校長や教員たちによる活動範囲制限の対象となる性質のものではなく、その形跡も少なくとも表面上は見られなかった。…生徒会成立時における形骸化の主要な原因を校長による活動範囲の制限問題だけに求めることには無理がある…生徒会が成立時にすでに形骸化の問題に悩まされていたのかという新たな問題については、…生徒会成立時に…民主主義的機構が整備された「にもかかわらず」生徒の関心が低くなって形骸化したのではなく、民主主義的機構だけが急速に整備されたこと自体が原因となって形骸化してしまった側面があったのではないだろうか。

この考察の後で、富岡勝は活動の範囲制限、つまりは喜多明人の教員や校長の指導や管理権が原因なのではなくて、生徒会を下から上へと組織するという「民主主義的自治機構整備の方針の方が各学校の生徒会成立課程に影響を与えた可能性がある」と示唆している。²⁶

また、生徒自治を中核にすえて生活指導を展開してきた竹内常一は、自治の観点から活動の形式化の原因を以下のように述べる。²⁷

学校現場には、戦前以来の学校管理、生徒管理のうえに、…原理の異なるさまざまな教科外教育が各所でぶつかりあって、さまざまな混乱を生んでいる。そのいい例が学級での

教科外教育である。…学級管理、学級会活動、学級指導、「道徳」といった教育活動が屋上屋を重ねていて、教師自身これらを区別して実践しえない状態にある。

……（「生徒の『自治権』は全然問題とすに当たらない」という引用を行って：引用者補）自治活動は子ども自身の生活要求や権利要求に基づいておこなわれるものでないことを暗示し…文部省は、「…『生徒の学校の問題への参加』という言葉の方がよい」として、自治会を児童会・生徒会と改称した…これは明らかにすりかえであった。児童会・生徒会は…あるべき自治活動に代えて、…経営参加として自治活動を子どもに与えたのである。このために、子どもの生活内の自治的活動と、経営参加としての自治活動との有機的関連が希薄となった。…ここに自治活動の形式化の第一の、しかも根本的な原因があった。

ここでは、経営参加としての自治活動（普通の、学校運営に協力する生徒会活動の意味か）が、子供の自主性を尊重しその要求を吸い上げている間はよいが、「学校が経営参加を管理的実務にかぎり、子どもの要求に拒否権を発動するようになるにつれて、自治活動は形式的なものに転化」と批判したのである。そして、「教師の指導も、学校管理にひきずられて管理主義化するか、自主性の尊重という原則にひきずられて放任主義に傾くかの、二つの極をゆれ動くことになる」として形式化の第二の原因を述べた²⁸。さらに第三の原因として、ルールを絶対的なものとして押しつけ、機構やルールの改造を認めないため、自治活動が「代議制民主主義の面では形式化・空洞化し、各種委員会の面では奉仕活動化する」と述べる。²⁹

竹内の二極化で、なぜ自主性尊重の部分が形骸化となるのかが判然としないが、少なくとも

²⁵ 富岡勝前掲書、242p、施線部は引用者。

²⁶ 富岡勝前掲書、243p。

²⁷ 竹内常一「教科外活動の教育課程化」1979年『竹内常一 教育のしごと 第2巻 集団論』青木書店、1995年、220-2p、施線部は引用者。

²⁸ 竹内常一前掲書、222p。

²⁹ 竹内常一前掲書、222-3p。

これらの富岡と竹内の指摘から、生徒会活動の形骸化が生徒自治の否定から単純に生まれたのでないことは明らかになる。しかし、竹内常一は以前からこうした主張だったのだろうか。

「生徒自治」をどう見るかに関して、竹内は、訓練的生活指導論を主張したので、教師の指導抜きで生徒の自治が存在するとは考えなかった。まず、「生徒の『自治権』は全然問題とするにあたらない」という引用を行ってこう批判した。³⁰

この一節は、生徒の教育を受ける権利にもとづいて生徒の学校運営への参加を承認していながら、他方では、生徒の自治権を否認するという論理構成をとっている。これでは、生徒の学校経営への参加は、…管理的判断によって許容されるだけであって、生徒自身の権利として要求できるものではないということである。そうだとすれば、生徒の教育を受ける権利の保障もまた校長および教師集団の教育的判断にもっぱら委ねられていて、生徒自身が教育を受ける権利の行使として学校経営参加を要求しうることもまた許されないことになる。……教師集団は、生徒たちの教育を受ける権利を守るために、生徒集団の「自治権」を擁護し、そのために奮闘しなければならない…生徒の「自治権」を否認するものは、生徒の教育を受ける権利そのものを否認するものである。

この論理は、「教育を受ける権利」を民主的な教育を受ける権利⇒民主的に発達する権利⇒学校の民主的改造の中での発達という図式に立っている。70年代の議論としては仕方ないとしても、「教育を受ける権利」の一側面だけで強弁する無理がある。先に引用した坂本秀夫の批判の方が普通であろう。では、自治権を完全に承認するかというと、竹内は「問題と必要に応じて学校経営の参加として現れたり、地域の社会的

活動への参加となって現れたりする」と述べ、以下のような留意条件付きでしか「自治権」を承認しないのである。³¹

生徒集団の自治権の原理的承認は、その無条件的承認と同じでない…自治権の行使は、生徒を民主的人間に発達させるようなばあい承認されるのであって、そうでないばあいには承認されない。だから教師集団は生徒集団の自治権の行使を指導しなければならないのであり、必要なばあいには拒否権を発動することができなければならないのである。

民主的な人間発達になるかならないかを誰がどのように判断するのだろうか、また、教師による拒否権が行使される「自治権」を本当の自治権と言えるだろうか。ここでは校長の公的責任に基づく拒否権は否定されるが、民主的な人間発達をめざす教師集団の拒否権ならば認められるという、不思議な論理となっている。しかし、重要なのはここで竹内が、実質的に生徒会には「自治的な権利」しかないと述べたことである。だから、先に引用した79年の生徒会活動形式化の原因では、自治権否定の影響について取りあげなかったのである。

指導の二極化が問題になるとすれば、本来目指すべきことが、飯田の述べた「校友会的性格と自治会的性格との止揚」ということになるのであろう。79年の竹内論文によると、解決方法は集団づくりということらしい。「子ども集団の民主的形成を介して、子ども集団を教科外教育の直接の編成主体に高めていくこと」と述べている³²。この趣旨がよく分からないけれども、現実の生徒会活動が大きく発展しなかったのは間違いがない。その一つの原因が、文部省による生徒会の地域的連合組織化の不当な抑圧にあることは2010年報告で述べた。ここで改めて経緯を整理しながらその概要を確認しておく。

³⁰ 竹内常一「生徒会活動と民主的訓練」1972年、『竹内常一 教育のしごと 第2巻 集団論』青木書店、1995年、236-8p、施線部は引用者。

³¹ 竹内常一 1972年前掲書、239p。

³² 竹内常一 1979年前掲書、245p。

7. 政治活動をめぐる文部省生徒会指導の混乱

生徒会の問題は、小・中学校と高校では様相が全く異なる。高校では、政治教育のあり方がきわめて重要で、現実に生徒の政治活動が大きな問題となった。左右の抗争の中、文部省が生徒会連合禁止と政治活動抑圧に動き、他方で高校生が学生運動や日教組などの闘争に影響されて、1960年代末の全国的な高校紛争の中で大きな混乱を引き起こすのである。

1948年、大学生の政治運動が盛んになり、学生運動に対する規制が問題になった。また、高校五校が「教育復興」という同盟休校に参加した。10月に文部省は「学生政治運動について」という大学内における政治活動禁止の次官通牒を出し、これが高校校長にも伝達されて高校生の政治活動に対する指導基準となる。さらに50年代、運動の活発な高校では生徒大会で破防法反対決議が行われ、京都や高知で生徒会の連合組織が結成され、自主的活動として地域社会からもある程度理解される。しかし、京都市立旭丘中学校の教育が「偏向教育」として取り上げられて右派からの攻撃も激しかった。

高校生自身の政治活動が大問題になったのは、1960年の安保闘争に関連した集会やデモ行進であった。高校生が個人やグループで参加した他に、生徒会として決議をあげて参加し学内でデモを行った学校もあった。こうした動きに親や全国高校長協会が反対し、ジャーナリズムも多くが反対の意見を表明した。これを受けて10月、文部省は生徒会活動の目標を「学校生活における集団の活動に積極的に参加し、民主的に行動する態度を養う」と、生徒会の活動範囲を学校生活に限定する学習指導要領を告示した。さらに、12月「高等学校生徒会の連合的な組織について」という初等中等教育局長通達を出して、連合組織を「教育上好ましくない」ものとして禁止した。この時期から、高知と京都の生徒会連合も指導の混乱や内部分裂のために徐々に衰退し始めた。

ところが、さらに深刻な事態が、1968年から70年まで東京その他大都市を中心にして続発した激しい高校紛争であった。生徒の要求は、校内の掲示許可制や生徒心得の撤廃、長髪禁止反対など多様であった。学校改革運動とも言えるが、一部の学生運動に影響された生徒により、卒業式妨害や校舎占拠など暴力的行動が多く発生して少なくない学校が大混乱に陥り、百校近くの高校生が逮捕されるに至った。こうした事態に69年10月文部省は、「高等学校における政治的教養と政治的活動について」という見解を発表し、学校の指導によって高校生の政治活動を厳しく規制しようとした。全国紙の社説は、これに対して旧時代的な教育界の体質を批判しながらもこの措置を妥当とした。このように、当時の社会的評価は、暴力的行動に影響されて高校生の政治活動にかなり否定的だった。

この高校紛争に対する指導上の問題点は、そもそも暴力的でない政治活動が暴力的不法行為を引き起し、その鎮圧が必要になったことである。その原因や背景をここで詳しく論じないが、こういう状況を許してしまう学校・生徒間の信頼関係の欠如が、まず最大の問題であったと言えるだろう。

第二に、政治教育の観点から言えば、民主主義は平和的議論により成立するので、学校や教員、校舎に暴力を加えることに何の正当性もない。こうした政治原理を一貫して主張できるだけの理論や正しい民主主義観が、学校内の教師集団にも、教師から民主主義について教えられてきた生徒集団にも大きく欠けていた。

第三に、生徒会指導の観点から言えば、全生徒が参加する生徒会には、思想信条の自由保障のために政治的決議や行動が許されない。しかし、生徒会のあり方をめぐって、高度な生徒自治への志向性や幻想が根強く教員・生徒間にあった。このため、生徒総会などの直接民主主義的場面において、一部生徒の過激な行動が、生徒会役員のもたもたした行動に比べれば、はる

かに自主的と見えたのだろう。この「自主性」に目を奪われた少なからぬ教員・生徒は、平和的ルールを徹底して尊重することができなかつたと想像できる。この高度な生徒自治への志向が、生徒の「自治活動への不干涉」を認める口実となり、一部生徒の暴力的暴走に対しても断固たる措置をとれない結果を招いたと言える。

また、生徒会活動論に関して言えば、社会活動に関連する積極的な校外活動の推進ばかりを重視して、学内自治の地道な努力を実質的に軽視する傾向が影響したと言えるだろう。

しかし、高校紛争の最大の問題は、政治活動と直接的関係のない生徒会活動が、紛争の影響を受けて文部省から強い抑圧を受ける結果となったことである。生徒会連合の禁止と、文部省の生徒会自治活動観の大きな後退であった。

8. 文部省の生徒会自治活動観の後退

1970年度学習指導要領(73年施行)の「各教科以外の教育活動」で生徒会活動の内容が次のようになった。

- ①学校の生徒「生活の改善と向上」
- ②「ホームルームおよびクラブ活動」における生徒活動の連絡調整
- ③「学校行事への協力」に関する活動

ここでは、60年度学習指導要領にあった、民主的行動や自治的能力、公民的資質向上のような目標が削除された。つまり、それまで生徒会活動は、民主的政治的行動力の基礎訓練と考えられてきたが、これを否定したのである。厳密に言えば、生徒会活動の目標を消して、「各教科以外の教育活動」全体の目標に集約した。60年度学習指導要領では簡潔だったものが、「自律的、自主的な生活態度」や「民主的な社会および国家の形成者として必要な資質の基礎を育てる」などとなり、4項目に分けて集団の規律遵守や「公民としての資質、特に社会連帯の精神と自治的な能力の伸長」などと詳しく説明された。そして、生徒会活動に詳しい内容の取り扱いが

置かれた。問題は、「各教科以外の教育活動」の冒頭、その後の後退を準備する文章が入れられたのである。「望ましい集団活動を通して豊かな充実した学校生活を経験」と入り、内容の取り扱いで「全校の生徒が進んで活動に参加し、生徒会の運営が民主的に行なわれるようにする」という配慮が挿入された。後者は、高校紛争中にあった生徒会執行部の非民主的運営による政治活動への暴走防止を図ったのだろうが、「望ましい集団活動」という初めて出現した表現は、その意図が一見分からないように見えた。

この意図は、78年度(82年施行)で明確になった。特別活動の目標から「自律的、自主的な生活態度」などが大きく削減され、望ましい集団活動を冒頭に掲げて、個性の伸長と集団の一員としての自覚、「協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度」などとなった。さらに、生徒会活動の内容が生徒の生活改善・向上から学校生活の充実・改善に変更された。こうした変化にどれほどの意図があるかは明確でないが、特別活動の目標縮小や協調性強調との関連で解釈すると、生徒会活動から自治的能力の育成という趣旨が消された、あるいは弱められたことを意味すると考えられる。飯田の特徴づけにあった「自主的で多様な活動」を「望ましい集団活動」に代えると、明らかに自治的側面を弱めた表現だと言えるので、高校紛争への後退的な対応であると考えられる。

その後、高校紛争のような秩序が崩壊する事態など到底起こり得ない、とも言うべき生徒会の不活発な現状が生まれた。文部省の育成方針がなく連合組織もないため、生徒会が十分な情報と指導を得られずに学校ごとにバラバラで、一部の真面目な生徒の苦闘によってのみ生徒会活動が維持されている。しかし、日本学生会議所が多摩地区などで生徒シンポジウムを開いて生徒会強化に動くなど、近年ボランティア活動などの様々な社会的活動が広がってきたため、新たな転換が起こった気配がある。

1998年度学習指導要領(2003年施行)で、生徒会活動と学校行事の勤労生産・奉仕的行事の中に「ボランティア活動」が入った。2009年度学習指導要領では、生徒会活動の目標が「望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度」と積極的实践を示唆する表現となり、内容に「異年齢集団による交流」と「ボランティア活動などの社会参画」が加えられた。この解説では、「地域社会のボランティア活動への参画、他校との交流、地域の人々との意見交換や地域の担い手として地域行事への参画、地域の文化の継承、国際交流など」が学校生活全体の充実・向上に結び付く学外活動と認められ、「生徒会活動としては、学校内の活動がまず挙げられるが、高校生の発達の段階からみて、生徒の関心が広く学校外の事象に積極的に向けられることは望ましい」と述べられた。また、特別活動の5項目目標の中に「社会的な資質の育成」が入った。(この施線部は引用者による。)

この社会的資質が公的資質に似た表現で、新たな積極的な方向に向けた転換を期待させる。しかし、真に積極的な方向に向かうには、この論理を発展させて、生徒の関心が生徒会同士の連携や協同に向かうことにも配慮すべきである。しかし、文部省内部ではまだ政治活動への暴走懸念があるようで、生徒会の連合組織に言及することもなく、1960年代までの自治的な能力の伸長の立場に戻る気配が見えていない。

9. 欧米における全国的生徒組織

日本の問題点は、生徒会活動による自主的活動という基礎的訓練の側面が、政治教育の推進とあまりにも自然に結びつけられたことである。その結果、全生徒の組織であることから来る生徒会の原理的制約を見失ってしまった。こうして、生徒会が自主的自発的に政治活動を始めると、生徒個人の政治活動の自由と区別できなく

なっており、生徒会の政治活動を容認したり、生徒個人の政治活動を禁止したりすることとなった。こうした学校現場の対応と同じレベルで、文部省は、生徒会指導の理論的解明をしないまま、目前にあった高校生の政治活動拡大への対処として、生徒会の連合組織を禁止し、生徒会の自治的活動の抑制へと進んでいったのである。ここでは、世界の生徒組織の動きから学べることを検討しよう。

1章で明らかにしたように、欧州の生徒会的組織は、日本と異なってクラスを基礎に選出された代表によって作られ、EUにOBESSU(ヨーロッパ生徒組合協会)という組織が存在している。これに対して、日本にはこうした組織が存在しないが、仮に生徒会の地域的、あるいは全国的連合組織が生まれるとすると、生徒会執行部の交流機関となることは間違いがないので、こうした組織がOBESSUと似たものになると考えられる。

アメリカにはNASC(全国生徒会協会)という生徒会の全国的な連合組織が存在する。この組織は、マッコウンによると、次のような経緯で誕生した³³。1927年にN. Robert Ringdahlが全国組織の結成を呼びかけて、全米教育協会National Education Associationのシアトル大会において最初の会議が開かれた。1942年まで会議が全米教育協会の大会に付随して開かれ、1941年に全米学校管理学生参加支援者協会

(National Association of Sponsors of Student Participation in School Administration)と改名した。一方、1931年にDr. Willis A. Suttonと彼が指導する生徒会リーダーが、全米生徒会協会(National Association of Student Councils, NASC)を結成し、やはり全米教育協会の大会に付随して会議を開いてた。やがて支援者協会が生徒会協会を支援するようになり、1942年

³³ Harry C. McKown 『The Student Council』
<http://www.constitution.org/sg/mckown.htm>

に全米中等学校校長協会 (National Association of Secondary School Principals、NASSP) が支援することとなって、1943年に相互関係などが正式に決定された。現在は Student Council Handbookなどを発行し、夏に全国大会を開いている。この他にも、米国には様々な生徒会支援組織が存在している。

また、H.C.Mckown は V. Bailard と共著で生徒会リーダーを育てるために『かくて君は選ばれた (So You Were Elected!)』を1946年に出版し³⁴、章立ては次のようになっている。

- 第1章 リーダーの資質とは (「もし彼らがあなただけを会長にしたならば」)
- 第2章 会議の進め方について (「参加者の皆さん、静粛に願います」)
- 第3章 会則と補助規定の扱い方 (「生徒たちのための、生徒たちによる」)
- 第4章 副会長の役割 (「副会長が引き継ぐ」)
- 第5章 書記の役割 (「議事は承認された」)
- 第6章 会計の役割 (「財務的に健全な」)
- 第7章 一般生徒の役割と責任 (「リーダーを支持して」)

公的な会議を通してリーダーとしての権威を獲得しようとする方法論である。これは、竹内常一理論をベースに、民主的な生徒会・集団づくりによる学校づくりをめざして活動する全国高校生活指導研究協議会 (略称「高生研」) と大きく異なった方法論と思われる。また、日本においても校長の全国組織があるものの、残念ながらこうした生徒会支援などを全く考えてはいないようである。そもそも、文部省に生徒会指導論が存在するとも思えない現状である。

10. 生徒会論をめぐる今後の課題

今回明らかになったのは、OBESSU (ヨーロッパ生徒組合協会) や NASC (全米生徒会協会) に関する、組織の具体的なあり方や若

干の歴史的経緯である。さらに、詳細な活動状況や政府との関係を精査する必要があるだろう。

また、日本的な生徒会の特殊な組織原理と多様な活動、活性化を難しくしている内外の諸事情、顧問と学校の指導体制のあり方などを、欧米の生徒会理論と比較しつつ、高生研などの活動・指導理論を分析せねばならない。

その他、地域的な生徒会の交流が各地に存在していることが分かってきた。学校と生徒会の間での協議機関の実績も同様に調査する必要がある。最終的には、アメリカの NASC (全米生徒会協会) のような組織結成の方向性を、どのように日本でつくり上げるかの政策提言が必要になるであろう。

子供の権利条約には、意見表明権 (Right of the child to be heard) と言われる権利がある。今年の5-6月に模擬選挙推進ネットワークが実施した「10代の世論調査」では、子供の権利条約に「意見表明権、子どもの思っていることを大人に聞いてもらう権利というものが規定されています。あなたは、日本で子どもの意見を大人が十分に聞いていると思いますか」との間に否定的回答が67.6%。そして、「あなたは、子どもの意見表明権を日本がもっと重視すべきだと思いますか」に肯定的回答が58.8%と、未成年が意見表明権を強く求めていることが初めて明らかになった³⁵。意見表明権に関する国連文書では、学校における意思表示に関連して、110項で意見表明の法制化、111項で教育政策全般にわたる意見表明、112項で意見表明や独立の生徒組織発展への支援などの国の義務的政策が明示される³⁶が、日本政府は何の対応もしていない。

生徒会指導論の研究・分析や、国内外の生徒会支援を考える個人や組織と連絡を深めつつ、新しい地平を拓くべく努力を続けたい。

³⁵<http://www.mogisenkyo.com/2012/week28/index.html>

³⁶<http://www.coe.int/t/dg3/children/participation/CRC-C-GC-12.pdf>

³⁴ 北岡宏章前掲書、176p。